

令和4年度包括外部監査 措置内容（令和7年度版）

【監査テーマ】市税，分担金及び負担金，使用料及び手数料，国民健康保険税等に関する事務の執行について

意見 ※前回の公表から新たに「対応済」になった項目のみ記載しております。

項目		ページ
4 資産税課の事務事業	4.5 償却資産課税事務 4.5.8.1 実地帳簿調査の拒否者への対応	1
	4.5 償却資産課税事務 4.5.8.2 償却資産課税の手続における課題	1
6 分担金及び負担金， 使用料及び手数料の事務事業	6.3 LRT事業費負担金に関する事務 6.3.7.2将来発生する維持管理費の負担について	1

**【令和4年度】
「市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国民健康保険税等に関する事務の執行について」の
意見に対する措置状況**

監査結果	頁	所管課 (共管課を 含む)	意見に対する措置状況
4 資産税課の事務事業			
4.5 償却資産課税事務			
4.5.8.1 実地帳簿調査の拒否者への対応			
<p>調査対象者の中に、固定資産台帳等の提供を拒否するなど調査に協力しない者がいる。宇都宮市は、拒否者に対して把握している電話番号に架電し、再提出を依頼している。調査は、地方税法第353条で「固定資産に係る徴税吏員等の質問調査権」として定められているが、当権限は任意調査と解されている(「固定資産税逐条解説」)。そのため、調査協力が得られない場合、宇都宮市は調査を実施できずに未調査の状態となる。</p> <p>一方で、当該調査により修正申告となるケースがあることを考慮すると課税の適正性・公平性を担保するためには、調査拒否する事業者に対して何らかの対応が必要と考える。この点について、宇都宮市以外の自治体について、同様の課題を抱えていると考える。他自治体と課題を共有し、解決策を検討することが求められる。</p>	138	資産税課	<p>調査拒否する事業者に対する解決策の検討につきましては、関東地方の8都市で構成する償却資産都市連絡協議会で意見交換を実施したところであります。</p> <p>令和5年度以降の実地調査におきまして、同協議会での意見を参考に、調査拒否する事業者への架電に加え、催告書の送付のほか、訪問による調査を実施しております。</p>
4.5.8.2 償却資産課税の手続における課題			
<p>償却資産の課税手続について、宇都宮市はeLTAXにて電子申告された種類別明細書を紙に印刷し、担当者が紙面で前年度の種類別明細書と内容を比較して償却資産の異動を把握、確認している。その後、手作業で異動情報を市税システムの償却資産台帳に入力している。</p> <p>電子申告による場合、eLTAXの申告データを市税システムに取り込むことで資産の異動情報の把握や償却資産台帳への反映が可能であると思料される。しかし、実際は納税義務者を特定する情報(eLTAX納税者ID、市税システム:宛名コード)が統一されていないこと、課税庁(市町村)と納税義務者相互に設定している資産コードに統一規格がないため資産ごとに突合ができない等の理由からeLTAXと市税システムとの間でデータ連携できず、データの取込処理が不可能な状況にある。そのため、宇都宮市は、上記のとおり電子申告されたものも紙面での突合と市税システムの手作業入力が必要であり、事務手続が煩雑になっていると考えられる。</p> <p>この点について、電子申告と市税システムとのデータ連携は、eLTAXや納税者が使用する自社電算システムの仕様に影響されるなど解決すべき課題が多岐に渡るため、宇都宮市単独の取組で改めることは困難であると考え。一方で、適正課税の推進や課税手続の合理化の観点から、同様の課題を抱える他市町村と協力してeLTAXの申告データと市税システムの連携に関する課題を検証し、見直すことが望まれる。</p>	138	資産税課	<p>電子申告(eLTAX)と市税システムとのデータ連携につきましては、令和5年度課税からeLTAXで新規に申告された事業所など、一部においてデータ連携を実施しております。</p> <p>なお、システム全体の連携につきましては、全国的な課題であり、現時点における抜本的な解決は困難でありますことから、いただいた意見につきましては、関東地方の8都市で構成する償却資産都市連絡協議会などで意見交換を実施するなど、今後の取組の参考とさせていただきます。</p> <p>また、令和8年1月に税システムの標準化を行う中で、国から示された電子申告と市税システムとのデータ連携を実施したところであります。</p>
6 分担金及び負担金、使用料及び手数料の事務事業			
6.3 LRT事業費負担金に関する事務			
6.3.7.2 将来発生する維持管理費の負担について			
<p>協定書は、開業までの共用施設に係る費用負担を定めたものであるため、共用施設についての修繕等の維持管理費の負担については、監査手続実施時点では今後の協議とされている。</p> <p>共用施設の維持管理については、軌道整備事業者である宇都宮市が行うこととなる。当該維持管理費は、整備費と同様に芳賀町も負担すべき費用であるが、当初の開業予定である令和4年3月を経過しているにもかかわらず、現段階で負担割合やその方針が決まっていない。</p> <p>開業後は、長期継続的に相応の維持管理費が発生することになるため、6.3.7.1(財産の除却に係る負担について)と同様にその負担方針についても芳賀町と事前に協議して協定を締結しておく必要がある。</p>	176	LRT管理課	<p>共用施設の維持管理に係る費用負担につきましては、令和5年8月21日に、宇都宮市と芳賀町の負担割合を定めた協定を締結しております。</p>